



老発 0302 第 4 号
平成 24 年 3 月 2 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」及び「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）」が本日公布されたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

第1 介護職員の研修課程等の見直し

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、介護職員の研修課程等の見直しを行うこととした。

第2 介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴う必要事項の制定

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行により、「介護予防・日常生活支援総合事業（改正法による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。）第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）」が創設されることに伴い、その実施方法等の必要事項を定めることとした。

第二 改正内容等

第1 介護職員の研修課程等の見直し

一 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正

1 研修課程の改正について

現行の訪問介護員養成研修の課程（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程、訪問介護に関する二級課程及び訪問介護に関する三級課程）を「介護職員初任者研修課程」に一元化すること。（第22条の23関係）

2 研修の方法の改正について

現行では、講義、演習及び実習により行うものとされている研修の方法について、講義及び演習により行うこととし、必要に応じて実習により行うこととすること。（第22条の24関係）

3 介護員養成研修の指定の基準

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する都道府県知事が介護員養成研修事業者の指定を行う際の基準について1及び2を踏まえた改正をすること。（第22条の27関係）

4 経過措置

施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、全て介護職員初任者研修の修了者とみなし、また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したものについては、全て介護職員初任者研修課程の修了者とみなすこと。（附則第2条関係）

5 施行期日

地方自治体及び研修を実施する事業者等の準備期間を考慮し、施行日を平成25年4月1日とすること。（附則第1条）

二 介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正

1 訪問介護員養成研修の課程が介護職員初任者研修課程に一元化されたことに伴い、介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部改正を行い、別紙のとおり研修のカリキュラムを改正すること。

2 施行期日は平成25年4月1日とすること。

第2 総合事業の創設に伴う必要事項の制定（介護保険法施行規則の一部改正）

一 新介護保険法第115条の45第2項各号の事業を行う際に従うべき基準は以下のとおりとすること。（第140条の62の3関係）

1 総合事業の対象となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターにおいて、その要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切なケアマネジメントに基づき決定すること。

2 サービスに従事している者（以下「サービス従事者」という。）の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。

- 3 サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 4 サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - (ア) 事故発生時は、利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - (イ) 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - (ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

二 生活支援サービス

総合事業のうち、生活支援サービスとして、新介護保険法第115条の45第2項第2号に掲げる厚生労働省令で定めるものは以下のとおりとすること。(第140条の62の4関係)

- 1 栄養改善を目的とした配食
- 2 自立した日常生活の支援を目的とした定期的な安否確認・緊急時の対応
- 3 その他地域の実情に応じつつ、予防サービスと一体的に行われることにより、介護予防・日常生活支援に資するサービス

三 委託基準

総合事業の事業実施を委託する場合の新介護保険法第115条の47第5項に掲げる厚生労働省令で定める基準は以下のとおりとすること。(第140条の69関係)

- 1 サービス従事者の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。
- 2 サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 3 サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - (ア) 事故発生時は、市町村・利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - (イ) 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - (ウ) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四 新介護保険法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の再委託

- 1 新介護保険法第115条の47第5項の規定により同法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が同法第115条の47第6項の規定により、当該事業の一部を委託する際の取扱いは、以下のと

おりとすること。（第 140 条の 70 関係）

- ① 受託者が新介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業の委託を行う際には次に掲げる事項を市町村長へ届け出ること。
 - (ア) 委託をしようとする事業所の名称及び所在地
 - (イ) 委託をしようとする事業の内容
 - (ウ) 委託をしようとする期間
 - ② ①に掲げる事項の変更を行う場合には、その旨を市町村長に届け出ること。
 - ③ 受託者が当該事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供すること
- 2 受託者が当該事業の一部を委託することができる者として、新介護保険法第 115 条の 47 第 6 項に掲げる厚生労働省令で定める者は指定居宅介護支援事業者とすること。（第 140 条の 71 関係）

五 利用料

総合事業の利用料に関する事項は、市町村が定めるものとすること。（第 140 条の 72 関係）

第 3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

介護職員初任者研修課程カリキュラム

科 目 名	合計時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

(注1) 講義と演習を一体で実施すること。

(注2) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」においては、必要に応じて施設の見学等の実習を活用すること。

(注3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含むこと。

(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間相当程度）を実施すること。